

北海道告示第10403号

北海道立地域食品加工技術センター条例(平成6年北海道条例第5号)第12条第3項の規定により、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターの利用料金の額を次のとおり承認した。

令和元年9月10日

北海道知事 鈴木 直道

1	施設 の 名 称	北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
2	所 在 地	帯広市西22条2丁目23番地
3	指定管理者の名称	公益財団法人とかち財団
4	承認年月日	令和元年 9月10日
5	承認した利用料金適用日	令和元年10月 1日
6	承認した利用料金	別紙